○○○ホームヘルプセンター（事業所名）運営規程

指定訪問介護と総合事業のサービス（指定介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスＡ）を一体的に実施する場合の運営規程

※※訪問型サービスＡを実施しない場合は、青文字を消去してください。※※

（事業の目的）

第１条　□□□法人（法人名）が開設する○○○ホームヘルプセンター（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業及び、三田市介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業のうち、指定介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスＡ（以下、「訪問介護サービス」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の終了者等（以下、「訪問介護員等」という。）又は三田市が認める一定の研修を修了した者（以下、「従事者研修修了者」という。）が、要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。

（指定訪問介護事業の運営方針）

第２条　指定訪問介護事業は、利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援（訪問型サービスＡは身体介助を除く）を行うものとする。

２　指定訪問介護事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するようにその目標を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状態等を把握し、利用者の所在する市町村、サービス事業者、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（指定介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスＡの運営方針）

第３条　指定介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスＡは、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　指定介護予防訪問介護相当サービス及び訪問型サービスＡは、利用者の介護予防に資するようにその目的を設定し、計画的に行うものとする。

３　事業所は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状態等を把握し、利用者の所在する市町村、指定介護予防支援事業者、その他のサービス事業者、地域包括支援センター及び高齢者支援センター、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　○○○ホームヘルプセンター（事業所名）

（２）所在地　三田市△△△・・・（事業所の住所）

（従事者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人（常勤、兼務可）

　　　管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問介護サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　利用者の数に応じて１人以上（常勤、兼務可）

　　　サービス提供責任者は、訪問介護サービスの利用申込に係る調整、訪問介護員等及び従事者養成研修修了者等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護相当サービス計画、訪問型サービスＡ計画の作成・変更等を行う。

（３）訪問事業責任者　必要数（訪問型サービスＡ事業者）

　　　訪問事業責任者は、サービス提供責任者の職務に準じ、訪問型サービスＡのサービス利用申込に係る調整、訪問介護員及び従事者養成研修修了者に対する技術指導、訪問型サービスＡ計画の作成・変更等を行う。

（４）訪問介護員等　常勤換算方法で２．５人以上

　　　訪問介護員等は、個別のサービス計画に基づき訪問介護サービスの提供を行う。

（５）従事者養成研修修了者　必要数

　　　従事者養成研修修了者は、身体介護を除く日常生活の援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　　○曜日から○曜日。

ただし、○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　○○：○○　～　○○：○○（時間）

（３）サービス提供日　○曜日から〇曜日。

（４）サービス提供時間　○○：○○　～　○○：○○（時間）

（５）電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制を取る。

（訪問介護サービスの内容）

第７条　訪問介護サービスの内容は次のとおりとする。

（１）訪問介護計画、介護予防訪問介護相当サービス計画、又は訪問型サービスＡ計画の作成

（２）身体介護に関する内容（訪問型サービスＡの場合を除く）

　　①排泄、食事の介助

　　②清拭・入浴・身体整容

　　③体位変換

　　④移動・移乗介助、外出介助

　　⑤その他必要な身体の介護

（３）生活援助に関する内容

　　①調理、配下膳

　　②掃除、整理整頓

　　③洗濯

　　④衣服の整理、補修等

　　⑤生活必需品の買い物

　　⑥その他必要な家事

（訪問介護サービスの利用料等）

第８条　訪問介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める額とし、介護予防訪問介護相当サービスおよび訪問型サービスＡを提供した場合の利用料の額は、「三田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める額とする。各サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

２　事情に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の実施地域を超えた地点から、片道１キロメートルあたり○○〇円を徴収する。

３　訪問介護サービスの提供に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は下記のとおりとする。

※各市町での指定が必要です！

　訪問介護：三田市、○○市、○○町･･･

　介護予防訪問介護相当サービス：三田市、○○市、○○市･･･

訪問型サービスＡ：三田市･･･

（衛生管理等）

第１０条　訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（緊急時における対応方法）

第１１条　訪問介護サービスの提供中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。ただし、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２　訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター及び高齢者支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時の対応）

第１２条　事業所は、訪問介護サービスの提供により利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

２　事業所は、前項の事故及び事故に際して採った処置について記録する。

３　事業所は、利用者に対する訪問介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための訪問介護員等に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

（その他運営についての留意事項）

第１４条　事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設け、併せて、業務体制を整備する。

（１）　採用時研修採用後○か月以内

（２）　継続研修年○回

２　訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、訪問介護サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間保存する。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、□□□法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。